

パソコン・スマートフォン で確定申告ができます

確定申告は、スマートフォンまたはパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告会場に向かず自宅でも確定申告ができます。また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄付金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間がかりません。

さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。



確定申告書等
作成コーナー

この機会にぜひ、マイナポータル連携のご利用をお願いします。
▼問合せ e-Tax作成コーナーヘルプデスク
☎0570・01・5901(有料)
(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

大田原税務署での 確定申告(令和5年分) のお知らせ



所得税、個人消費税、贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。
▼場所 大田原税務署別館2階会議室

▼期間 2月16日(金)～3月15日(金)
(土日祝日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後4時(相談開始・午前9時)

▼必要書類 必要書類が不足する場合は確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認ください。

▼注意事項 確定申告会場の入場には、入場できる時間帯を指定した「入場整理券」が必要です。入場整理券は「国税庁LINE公式アカウント」から事前に取得、または会場での当日配布

取得、または会場での当日配布



国税庁LINE公式
アカウント

(配付状況によっては、相談受付を終了する場合があります。オンラインでの事前発行をおすすめします)により取得できません。※スマホ申告を基本とした相談体制のため、スマートフォンをお持ちの方は持参してください。※マイナンバーカードを利用する場合は、パスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しくください。
▼問合せ 大田原税務署
☎0287・22・3115

「障害者控除認定書」発行のご案内

要介護認定を受けている方で次に該当する方は、町が交付する「障害者控除認定書」を税の申告の際に提出することにより、障害者控除を受けることができます。必要な方は事前に申請してください。

- ▼対象 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち「障害者」等であることの認定基準に該当する方(要支援1・2の方は除きます)
- ▼申請者 本人または本人を扶養申告する方
- ▼申請期間 1月16日(火)～3月15日(金)
- ▼交付手数料 無料

▼持ち物

- ・介護保険被保険者証
- ・本人以外が申請する場合は、身分を証明するもの(運転免許証等)

▼注意事項

- ・身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳で税の申告をしてください。
- ・要介護認定者でも、基準により対象とならない場合があります。
- ・障害者控除認定書の発行には、20分程度お時間をいただきます。

▼申請・問合せ

保健福祉課介護保険係
☎72・6910

産前産後期間の国民健康保険税の免除のお知らせ

国民健康保険被保険者で出産される方を対象とする、産前産後における一定期間の国民健康保険税の免除制度が、令和6年1月から始まります。

▼届出方法 免除を受けるには、届出書の提出が必要です。出産予定日の6カ月前から届け出ることができます。

▼問合せ

○税務課庶務諸税係
☎72・6936
○住民生活課医療保険係
☎72・6909

- ▼免除期間
・単胎妊娠の場合 4カ月
・多胎妊娠の場合 6カ月
- ▼免除額 対象者の国民健康保険税の免除期間分に係る所得割額と均等割額

